別記様式第34号（第23条第1項関係）

介護保険給付の支払一時差止通知書

第　　　　号

年　 月 　日

様

和 寒 町 長

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 被保険者氏名 |  |

年　　月　　日にあなたは、保険給付の償還払いの申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり未納となっています。

介護保険料が未納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では未納の方に対し、保険給付の支払の一時差止の措置が定められています。

したがって、下記の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第６７条第１項・第２項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止を行うことに決定いたしましたので、通知します。

「保険給付の支払の一時差止」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、この通知を行ったにもかかわらず、指定の期日までに保険料の納付がない場合に、償還払いの対象となる金額の全部または一部について支払の一時差止を行うものです。

　期　　日　　　　　　　　年　　月　　日

なお、今回給付の一時差止の対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

|  |
| --- |
| 差し止めの対象となる介護サービス　：　　　　　　　　　　　　、　　　　　　　　　　 |
| 差し止めの対象となる給付額　　　　：　　　　　　　　　　　　、　　　　　　　　　　 |

なお、この通知により、保険給付の一時差止が行われた場合でも、災害その他特別な事情があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方はすみやかに被保険者証を添えて、和寒町保健福祉課にご連絡ください。

保険料未納の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度保険料 | 年度保険料 | 年度保険料 |
| 期 別 | 保険料額 | うち延滞金 | 期 別 | 保険料額 | うち延滞金 | 期 別 | 保険料額 | うち延滞金 |
| 第1期 | 円 | 円 | 第1期 | 円 | 円 | 第1期 | 円 | 円 |
| 第2期 | 円 | 円 | 第2期 | 円 | 円 | 第2期 | 円 | 円 |
| 第3期 | 円 | 円 | 第3期 | 円 | 円 | 第3期 | 円 | 円 |
| 第4期 | 円 | 円 | 第4期 | 円 | 円 | 第4期 | 円 | 円 |
| 第5期 | 円 | 円 | 第5期 | 円 | 円 | 第5期 | 円 | 円 |
| 第6期 | 円 | 円 | 第6期 | 円 | 円 | 第6期 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 | 計 | 円 | 円 | 計 | 円 | 円 |

〇問い合せ先

和寒町保健福祉課（保健福祉センター）住所　和寒町字西町111番地　電話番号　0165－32－2000

1 　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、北海道介護保険審査会に対して審査請求することができます。

住　　所　〒　060－8588　札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部介護保険課　電話番号　011-231-4111（道庁代表）

2 　また、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、和寒町を被告として（訴訟において和寒町を代表する者は和寒町長となります。）、提起することができます。なお、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当の理由があるとき。

3 　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。